

## 県条例に係る測定義務

### 1 排煙 (条例第 27 条、条例施行規則第 32 条)

対象物質	指定施設等の区分	測定回数	測定方法
硫黄酸化物	燃料*1 の燃焼により硫黄酸化物を発生する指定施設及び法許可浄化等処理施設(排煙脱硫設備を設置している施設を除く。)	2 ヶ月に 1 回以上	燃料使用量及び燃料中の硫黄含有率から硫黄酸化物の量を算定 <硫黄含有率の測定> ・液体燃料(石油系) JISK2541-1 から JISK2541-7 までに定める方法 ・固体燃料 JISM8813 に定める方法 他の方法により硫黄含有量が確認できる場合は、この限りでない。
	(1) 燃料*1 の燃焼により硫黄酸化物を発生する指定施設及び法許可浄化等処理施設で、排煙脱硫設備を設置している施設 (2) 燃料以外の物の燃焼により硫黄酸化物を発生する、次のいずれかに該当する指定施設及び法許可浄化等処理施設 ①排出ガス量が 1 万 Nm <sup>3</sup> /h 以上 ②排煙脱硫設備を設置		JISZ8808 の方法により排出ガスを、JISK0103 の方法により硫黄酸化物濃度を測定して硫黄酸化物の量を算定
窒素酸化物 (窒素酸化物に係る特定事業所のみ)	排出ガス量 4 万 Nm <sup>3</sup> /h 以上の排煙発生施設	窒素酸化物濃度：常時*2 排出ガス量： 2 ヶ月に 1 回以上*2	JISK8808 の方法により排出ガスを、JISK0104 の方法により窒素酸化物の濃度を測定し窒素酸化物の量を算定
	排出ガス量 4 万 Nm <sup>3</sup> /h 未満の排煙発生施設	窒素酸化物濃度及び排出ガス量：年 2 回以上*2*3	
炭化水素系物質	規則別表第 1 の 68 の項に掲げる出荷施設	年 2 回以上	水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法により濃度又は除去率を測定
炭化水素系特定物質 (原材料等から判断して排出するおそれが認められるものに限る。)	炭化水素系特定物質を排出する指定事業所及び法許可汚染土壌処理施設*4 を使用する指定外事業所の事業者 (資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下であって常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の個人を除く。)	年 2 回以上*3	規則別表第 4 の 2 に定める方法により濃度を測定

対象物質	指定施設等の区分	測定回数	測定方法
ばいじん*6	排出ガス量 4 万 Nm <sup>3</sup> /h 以上の排煙発生施設	2 ヶ月に 1 回以上*5	規則別表第 5 の 1 に掲げる施設：同表の 1 に定める方法により量を測定する。 同表の 2 に掲げる施設；同表の 2 に定める方法により量を測定する。 同表の 3 に掲げる施設：同表の 3 に定める方法により濃度を測定する。
	排出ガス量 4 万 Nm <sup>3</sup> /h 未満の排煙発生施設*7	年 2 回以上*3*5	
排煙指定物質（原材料等から判断して排出するおそれが認められるものに限る）	排煙指定物質を排出する指定事業所及び法許可浄化等処理施設を使用する指定外事業所の事業者 （資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下であって常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社又は常時使用する従業員の数 が 300 人以下の個人を除く。）	年 2 回以上*3	規則別表第 6 の 1 に定める方法により濃度を測定する。

\*1 ガス燃料を除く。

\*2 大気汚染防止法施行令別表第 1 の 2 の項に掲げるガス発生炉のうち水蒸気改質方式の改質器であって、水素（温度が零度であって、圧力が 1 気圧の状態に換算したものをいう。）の製造能力が毎時 1,000 立方メートル未満の施設（気体状の燃料及び原料のみを使用するものに限る。）並びに燃料電池用改質器の場合 当該排出ガス量及び窒素酸化物の濃度を 5 年に 1 回以上それぞれ測定

\*3 継続して休止する期間が 6 月以上の施設にあつては、年 1 回以上の測定

\*4 埋立処理施設を除く。

\*5 規則別表第 5 の 1 に掲げるボイラーのうちガスを専焼させるもの及び同表の 3 の表 51 の項、53 の項、54 の項に掲げるガス発生炉のうち水蒸気改質方式の改質器であって、水素の製造能力が毎時 1,000 立方メートル未満の施設（気体状の燃料及び原料のみを使用するものに限る。）並びに燃料電池用改質器並びに同表 65 の項に掲げる施設にあつては、ばいじんの濃度を 5 年に 1 回以上測定

\*6 使用する排煙発生施設が小型ボイラーのうちガスを専焼させるもの、軽質液体燃料を専焼させるもの及びガスと軽質液体燃料を混焼させるものに限られる事業者は測定不要

\*7 \*5 に掲げるもの、平成 2 年 4 月 1 日前に設置された小型ボイラーのうちガスを専焼させるもの、軽質液体燃料を専焼させるもの並びにガスと軽質液体燃料を混焼させるものを除く。

## 2 排水

1 日当たりの排水の量が 300 立方メートル以上の事業者に毎月 1 回、排水の汚染状態及び量の測定を義務付け、その結果を 3 年間保存することとしている。（条例第 31 条）